第1章 総 説

第1章 総 説

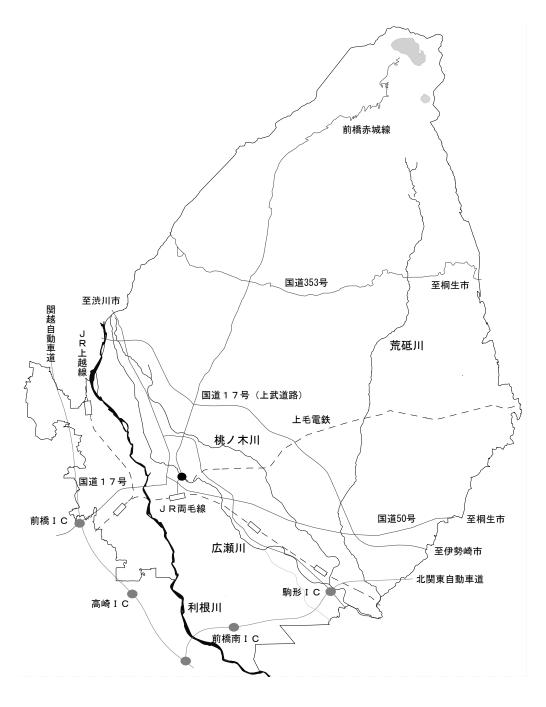
第1節 市の概要

1 位置及び地勢

本市は群馬県の中央部よりやや南に位置し(市役所の位置は、東経139度03分48秒、北緯36度23分22秒)、東京から北西約100kmの地点にあります。

市域の北部は上毛三山の雄、赤城山に至り、標高の最高地点は富士見町赤城山の1,823m、最低地点は下阿内町の64mで、北南にかけてゆるやかな傾斜地をなしています。

市の中央部から南部にかけて、関東平野の平坦地が広がり、本市を両分する形で利根川が南流し、両側に市街地が開けています。



2 面 積

本市の面積は311.59km²であり、群馬県の面積の約4.9%を占めています。明治25年4月市制施行当時は、わずか7.71km²にすぎませんでしたが、隣接町村の編入により、市発足当時の約40倍、東西約20km、南北約27kmの市域となり現在に至っています。

3 気候の概況

本市は北・西部を赤城山や榛名山、さらに上信越の県境の山々に囲まれ、年間降水量は比較 的少なく内陸性の気候を帯びています。

年間の平均気温は14度~15度ですが、気温の差が大きいため四季の変化に富んでいます。夏季は、関東平野の南東風の流入で気温は高く、激しい雷がおこります。また、冬季は、晴天が多く北西の乾燥した季節風が吹き、俗に「上州のからっ風」と呼ばれています。

4 人 口

本市の人口は、明治25年市制施行当時は31,967人でしたが、その後の町村合併等により市域 も拡大し、令和5年3月末現在では330,358人、世帯数は153,436世帯(外国人住民数含む)となっています。

第2節 環境と行政

1 環境保全行政の沿革

(令和5年4月1日現在)

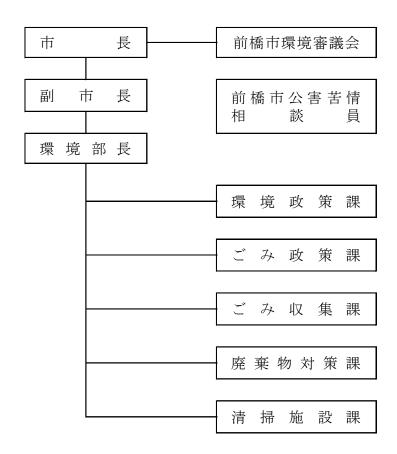
区分	国 ・ 県 の 動 き	前橋市の動き
昭和42年	・公害対策基本法制定(8月)	
昭和43年	・大気汚染防止法制定(6月) ・騒音規制法制定(6月)	
昭和44年	・硫黄酸化物の環境基準設定(2月)	
昭和45年	・一酸化炭素に係る環境基準設定(2月) ・公害紛争処理法制定(6月) ・水質汚濁防止法制定(12月)	・前橋市公害対策審議会設置(2月) ・公害防止行政連絡会議(11月)
昭和46年	・騒音に係る環境基準設定(5月) ・悪臭防止法制定(6月) ・特定工場における公害防止組織の整備に関 する法律制定(6月) ・環境庁発足(7月) ・群馬県公害防止条例制定(10月) ・水質汚濁に係る環境基準設定(12月)	・前橋市公害防止設備借入金に対する利子 補給要綱制定(4月)・市内一酸化炭素濃度測定開始
昭和47年	・浮遊粒子状物質に係る環境基準設定(1月)	
昭和48年	・大気汚染に係る環境基準設定(5月)・二酸化硫黄に係る環境基準設定(5月)・群馬県自然環境保全条例制定(7月)・公害健康被害補償法制定(10月)・航空機騒音に係る環境基準設定(12月)	
昭和50年	・新幹線騒音に係る環境基準設定(7月)	・公害苦情相談員設置(4月)
昭和51年	・振動規制法制定(6月)	
昭和52年		・市内窒素酸化物濃度及び硫黄酸化物濃度 測定開始(アルカリろ紙法)
昭和53年	・二酸化窒素に係る環境基準改定(7月)	
昭和54年		・県庁前通りに騒音街頭表示板設置
昭和58年	・浄化槽法制定(5月)	
昭和63年	・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に 関する法律制定(5月)	
平成 3年	・土壌の汚染に係る環境基準設定	・六供清掃工場完成(10月)
平成 4年	・環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催(ブラジル)(6月) ・群馬県公害対策連絡協議会から群馬県環境対策連絡協議会へ改名(9月) ・群馬県環境アドバイザー設置(9月)	・市制施行百周年・水質汚濁防止法政令市指定・生活課公害係から生活課環境保全係へ名称変更(4月)・荻窪清掃工場完成

区分	国・県の動き	前橋市の動き
平成 5年	・環境基本法制定(公害対策基本法廃止) (11月) ・トリクロロエチレン及びテトラクロロエチ レンの排出に係る大気環境指針設定	
平成 6年	・第一次環境基本計画策定(12月)	・前橋市環境審議会条例制定(10月) ・前橋市環境審議会設置(12月)
平成 7年	・こどもエコクラブ事業開始(6月) ・国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画策定(6月)	・こどもエコクラブ市事務局開設 ・大気汚染防止法政令市指定(4月) ・酸性雨測定開始
平成 8年	・残したい「日本の音風景100選」選定 ・環境庁環境カウンセラー登録制度実施 ・群馬県環境基本条例制定(10月)	・大気汚染常時監視局南局測定開始 (一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、 風向、風速)(3月)
平成 9年	・ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準設定(2月) ・群馬県環境基本計画策定(2月) ・気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止会議COP3)開催(京都)(12月)	・音風景保全連絡協議会加入(3月)・機構改革により生活課環境保全係が環境対策課へ統合(4月)・合併処理浄化槽設置費補助事業開始(4月)・自然環境基礎調査
平成10年	・群馬県地球温暖化対策推進計画-C0 ₂ C0 ₂ プラン策定(3月) ・騒音に係る環境基準(新基準)設定(9月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律制定 (10月) ・地球温暖化防止行動計画策定(10月)	・大気汚染常時監視局南局測定項目追加 (二酸化硫黄、光化学オキシダント) (3月) ・有害大気汚染物質モニタリング調査開始 (5月) ・グリーン購入ネットワーク加入(7月) ・自然環境基礎調査
平成11年	・群馬県環境影響評価条例制定(6月) ・ダイオキシン類対策特別措置法公布(7月)	・機構改革により生活環境部環境対策課か ら環境課に名称変更(4月)
平成12年	・群馬県生活環境を保全する条例制定(3月) ・第二次環境基本計画策定(12月)	・前橋市環境基本条例制定(3月) ・前橋市環境基本計画策定(3月)
平成13年	・ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境 基準の設定(4月)・グリーン購入法施行(4月)	・県庁前通りの騒音街頭表示板撤去(3月) ・特例市移行(4月) ・前橋市環境審議会条例廃止(4月) ・前橋市環境審議会運営規則公布(4月)
平成 14 年		・前橋市地球温暖化防止実行計画策定(3月) ・グリーン購入調達方針策定(3月)
平成 15 年	· 土壤汚染対策法施行(2 月)	・大気汚染常時監視局(東局)局舎設置(二酸化 硫黄、浮遊粒子状物質、風向、風速、温度、 湿度)(3月)
平成 16 年	・大気汚染防止法一部改正(VOC 排出規制) (5月) ・特定外来生物による生態系等に係る被害の 防止に関する法律制定(6月)	 ・大気汚染常時監視局(東局)測定項目追加 (光化学オキシダント)(3月) ・前橋市環境都市宣言(7月) ・悪臭防止法臭気指数規制導入規制地域を市内全域に変更(10月) ・大胡町、宮城村、粕川村と合併(12月) ・悪臭防止法規制地域を前橋市域の一部に変更(12月)

区分	国 ・ 県 の 動 き	前橋市の動き
平成 16 年		・合併に伴い騒音規制法、振動規制法の規制地 域を一部追加(12月)
平成 17 年	・京都議定書発効(2月)・京都議定書目標達成計画を閣議決定(4月)・大気汚染防止法施行令一部改正 (特定粉じんの飛散防止の強化)(12月)	・大気汚染常時監視局(東局)測定項目追加 (一酸化窒素、二酸化窒素)(3月) ・住宅用太陽光発電システム設置補助事業開始 (4月) ・大気汚染常時監視局(南局)機器更新 (一酸化窒素、二酸化窒素)(6月) ・「前橋市 CO ₂ ダイエット宣言」実施 (7~9月) ・自然環境基礎調査(大胡・宮城・粕川地区)
平成 18 年	・第三次環境基本計画策定(4月) ・群馬県環境基本計画2006-2015策定(3月) ・第2次群馬県地球温暖化対策推進計画 -新CO ₂ CO ₂ プラン策定(3月) ・大気汚染防止法一部改正(10月) (石綿による健康被害防止等)	・「まえばし水と緑の環境賞」創設(2月)・前橋市環境基本計画改訂(3月)・大気汚染常時監視局(南局)気象計更新(5月)
平成 19 年	・国等における温室効果ガス等の排出の削減 に配慮した契約の推進に関する法律(環境 配慮契約法)制定(5月)	・前橋市地球温暖化防止実行計画改定(3月) ・大気汚染常時監視局(南局)データロガー 更新(6月)
平成 20 年	・エネルギーの使用の合理化に関する法律一部改正(5月)・地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正(6月)・洞爺湖サミット開催(7月)	
平成 21 年	・微小粒子状物質による大気汚染に係る環境 基準の設定(9月) ・群馬県地球温暖化防止条例(10月)	・ECO プロジェクトスタート(4月) ・富士見村と合併(5月) ・前橋市環境都市宣言 5 周年記念事業(7月~)
平成 22 年	・土壤汚染対策法一部改正(4月) ・生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) 開催(名古屋)(10月)	・前橋市バイオマスタウン構想策定(2月) ・高効率給湯器設置補助事業開始(4月)
平成 23 年	・東日本大震災(3月) ・電気事業者における再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法制定(8月)	・EV 公用車 3 台導入(1月) ・小水力発電利用の EV 充電器設置(3月) ・EV 導入補助事業開始(4月) ・機構改革により環境部環境課から環境部環境政策課に名称変更(4月)
平成 24 年	 ・第四次環境基本計画策定(4月) ・水質汚濁防止法一部改正 (有害物質貯蔵関係)(6月) ・群馬県の生活環境を保全する条例一部改正 (水質及び土壌関係)(7月) ・再生可能エネルギー固定価格買取制度開始 (7月) 	・前橋市地球温暖化防止実行計画策定(3月)・富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館にEV充電器設置(3月)・悪臭防止法規制地域を前橋市全域に変更(4月)
平成 25 年	・群馬県の生活環境を保全する条例一部改正 (特定指定物質関係)(4月)	・防犯灯 ESCO 事業実施(7月) ・まえばし堀越町太陽光発電所開所(9月)
平成 26 年	・大気汚染防止法一部改正 (特定粉じん関係)	・まえばし新エネルギー導入アクションプラン 策定(2月)・前橋市環境基本計画改訂(2月)・公共施設 LED 照明リース導入(3月)

区分	国 ・ 県 の 動 き	前橋市の動き
平成27年	 ・群馬県地球温暖化対策実行計画2011-2020 改訂(3月) ・廃棄物処理法一部改正(当該廃棄物に含まれるカドミウム量の基準改正) ・大気汚染防止法一部改正(水銀関係:平成30年4月施行) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)施行(4月) 	 ・まえばし荻窪町太陽光発電所開所(3月) ・まえばし粕川町中之沢太陽光発電所開所(4月) ・大気汚染常時監視局(南局)機器更新(光化学オキシダント)(12月) ・大気汚染常時監視局(東局)機器更新(浮遊粒子状物質)(12月)
平成28年	・群馬県環境基本計画2016-2019策定(3月) ・地球温暖化対策計画を閣議決定(5月) ・パリ協定締結(11月)	・騒音規制法、振動規制法規制地域を変更 (4月)
平成29年	・電気事業者における再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法一部改正 (施行:4月) ・土壌汚染対策法一部改正(5月)	・まえばし新エネルギー導入アクションプラン 改訂(2月) ・大気汚染常時監視局(南局)移設(3月) ・大気汚染常時監視局(南局)機器更新 (窒素酸化物)(3月) ・大気汚染常時監視局(東局)機器更新 (窒素酸化物)(12月)
平成30年	・改正土壌汚染対策法第一段階施行(4月) ・改正大気汚染防止法施行(水銀関係)(4月) ・気候変動適応法制定(6月)	 ・前橋市環境基本計画改訂(3月) ・大気汚染常時監視局(東局)機器更新(光化学オキシダント)(3月) ・まえばし赤城山小水力発電所開所(8月) ・大気汚染常時監視局(東局)機器更新(硫黄酸化物)(10月)
令和元年	・改正土壌汚染対策法第二段階施行(4月)・森林環境税及び森林環境譲与税に関する 法律施行(4月)	・前橋市森林環境譲与税基金条例制定(9月) ・大気汚染常時監視局(南局)機器更新 (浮遊粒子状物質)(9月)
令和 2年	・大気汚染防止法一部改正(石綿関係)(6月)	・大気汚染常時監視システムデジタル化(12月)
令和 3年	 ・群馬県地球温暖化対策実行計画 2021-2030 策定(3月) ・改正大気汚染防止法施行(石綿関係)(4月) ・地球温暖化対策の推進に関する法律一部 改正(5月) 	 ・前橋市地球温暖化防止実行計画 2021-2030 策定(3月) ・「2050ゼロカーボンシティまえばし」表明 (4月) ・大気汚染常時監視速報値公表開始 (県接続) (10月)
令和 4年	・2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行(3月) ・改正大気汚染防止法施行(石綿事前調査結果報告義務化)(4月)	
令和 5年	・エネルギーの使用の合理化に関する法律一部 改正(4月)	 ・前橋市地球温暖化防止実行計画 2021-2030 改訂(3月) ・騒音規制法、振動規制法規制地域を一部変更 (3月) ・道の駅まえばし赤城にEV充電器設置(3月)

2 環境行政機構(令和5年4月1日現在)



3 環境政策課事務分掌(令和5年4月1日現在)

	係		名		事 務 分 掌
G	休 X	戦	4 略	係	# 核 万 章

	係		名			事 務 分 掌
					1	環境関係法令に基づく届出の受理及び審査に関すること
					2	公害苦情処理及び発生事案に関すること
					3	大気汚染防止法に関すること
					4	水質汚濁防止法に関すること
					5	騒音規制法に関すること
					6	振動規制法に関すること
					7	土壌汚染対策法に関すること
					8	悪臭防止法に関すること
					9	ダイオキシン類対策特別措置法に関すること
					10	群馬県の生活環境を保全する条例、群馬県環境影響評価条例に関す
						ること
					11	放射線量測定に関すること
環	境	保	全	係	12	公害防止協定に関すること
					13	特定事業場(大防法、DXN法)の立入調査計画の立案及び調査・指導
						に関すること
					14	有害大気汚染物質等及び酸性雨調査に関すること
					15	大気汚染常時監視及び注意報の周知に関すること
					16	環境基準点等河川水質調査の計画立案及び実施に関すること
					17	特定事業場(水濁法)の立入調査計画の立案及び調査・指導に関す
						ること
					18	地下水調査の計画立案及び実施に関すること
					19	悪臭重点監視事業場の調査計画の立案及び調査・指導に関すること
					20	環境、自動車、高速道路騒音及びその他騒音・振動調査に関する
						こと
					21	特定事業場届出システムの運用に関すること

4 環境審議会

平成6年12月1日に環境基本法に定める環境の保全に関する基本理念に基づき、行政の円滑な運営を図るため、前橋市環境審議会を設置しました。平成12年12月には前橋市環境基本条例に環境審議会に係る規定を加えるとともに、委員構成を、市民、事業者、学識経験を有する者及び行政機関の職員に改めました。

5 自然環境保全推進委員会

委員会は、本市の環境基本計画の策定に向けた基礎資料を得ることを目的に、平成9年度から市民参加として専門的な立場から参加をいただき、平成10年度に前橋市自然環境調査推進委員会を設置しました。平成11年4月には調査事業終了に伴い、前橋市自然環境保全推進委員会に改めました。

6 環境基本計画推進委員会

平成9年10月に今日の多種多様にわたる環境問題に対し、21世紀を展望した持続可能な社会を築き、総合的かつ計画的な環境施策である「環境基本計画」を策定するため、前橋市環境基本計画策定委員会を設置しました。平成12年4月には環境基本計画策定事業終了に伴い、前橋市環境基本計画推進委員会に改めました。

委員会は、副市長を委員長に関係部長をもって構成するとともに、幹事会及び研究会をもって組織しています。